

函館市監査公表第27号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年9月26日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

函 財 管

平成 2 9 年 9 月 4 日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹

平成 2 8 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 2 9 年 3 月 3 0 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成28年度包括外部監査の結果に基づく措置
(特定の事件名 指定管理者制度に関する事務の執行について)

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
財務部 管理課	<p>II 指定管理者制度の全般的な監査結果</p> <p>(1) 指定管理者制度の原則公募について</p> <p>各施設の経年数が高く、設置時と現在では市民ニーズ、経済状況、人口構成など大きく変化しており、「今後の公共施設のあり方に関する基本方針」が示され、基本的な方向性を検討しているところであるが、今後の検討においては、設置目的や施設が行う事業など設置条例の見直しも含め、検討を願いたい。</p>	40	<p>本市においては、今後も人口減少や厳しい財政状況が見込まれるため、平成25年度に「今後の公共施設のあり方に関する基本方針」およびその基本方針に基づく「各施設の今後の方向性について」を策定し、施設ごとに、民営化、統廃合や複合化などの方向性を定め、取り組んでいるところです。</p> <p>当該基本方針では、施設の設置意義の観点から検討を行い、施設数の適正化や管理運営方法の最適化を図ることを目的としておりますので、今後行われる施設の統廃合や複合化などの際には、必要に応じて、設置条例等の見直しを行うこととなるものと考えております。</p>
財務部 管理課 総務部 行政改革課	<p>II 指定管理者制度の全般的な監査結果</p> <p>(1) 指定管理者制度の原則公募について</p> <p>指定管理者制度導入施設への自動販売機の設置については、指定管理者の自主事業として運用するよう見直しを図ってほしい。</p>	40	<p>自動販売機の設置については、設置者選定の公平性や透明性を図るとともに、市有財産の有効活用により新たな自主財源を確保するため、原則、市有施設に設置するすべての自動販売機を対象とし、平成28年度設置分から公募の本格実施をしております。</p> <p>また、自動販売機の施設への設置は、個々の施設の設置目的とは関係なく、設置することで画一的に施設利用者の利便性の向上が図られるものと捉えております。</p>
	<p>III 公の施設及び指定管理者について</p> <p>(2) 公募施設の募集および選定</p> <p>(ウ) 自主事業実施要件緩和</p> <p>特例（非公募）施設の自動販売機は公募のままで、公募施設における指定管理者のインセンティブとして、公募施設の指定管理者が希望する場合は、自動販売機の設置を自主事業として位置付け、運用するよう検討していただきたい。</p>	72	<p>このようなことから、指定管理者制度導入施設においても、施設の設置目的に沿った独自性のある自主事業として位置付けないこととし、自動販売機設置者公募化の制度設計をしてきたところです。</p> <p>自動販売機設置者の公募については、平成33年度まで順次台数を増やしていくこととしておりますが、今後においても、これまでと同様に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
財務部 財政課 会計部 会計課	<p>IV 指定管理者制度における財産の管理について</p> <p>(3) 指定管理者が購入した備品等の所有権移転等の手続き</p> <p>④ 備品としての取り扱い基準が、1品の取得価格が10,000円以上</p>	126	<p>備品としての取り扱い基準については、価格のほか、耐用年数や永続性などを考慮して定めており、現行の1万円という基準は、平成5年度に5千円から引き上げております。</p> <p>本件については、基準を引き上げることで、管理すべき対象を縮減し、改善をするべきも</p>

<p>であることから、その管理しなければならぬ備品が膨大で、その管理および整理に費やす事務量が相当程度投下されているものと想定される。</p> <p>このことが備品を適正に管理できていない原因であるならば、備品の取り扱い基準価格の引き上げなどの見直しも検討されたい。</p>	<p>のではなく、</p> <ul style="list-style-type: none">・必要な備品は市で調達・貸与する。・指定管理者が貸与備品以外に調達した備品は、指定管理者の所有物であるが、必要に応じて、市に帰属する場合は寄付行為を行う。 <p>という取り扱いを適切に運営していくことにより、備品管理および整理の改善を図るべきものと考えております。</p>
---	---